

明和町情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、明和町情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置)

第2条 次に掲げる事務を行うため、明和町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項、明和町情報公開条例（令和4年明和町条例第19号。以下「情報公開条例」という。）第18条又は明和町議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年明和町条例第25号。以下「議会条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること
- (2) 明和町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年明和町条例第18号）第9条、議会条例第51条又はその他の法令等の規定による諮問に応じ調査審議すること

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員)

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 町長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない行為があるときと認めるときは、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会は、審査に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(審査会の調査権限等)

第8条 審査会は、第2条第1号に掲げる事務の審議を行うため必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下「諮問庁」という。）に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書又は保有個人情報（法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、第94条第1項に規定する訂正決定等又は第102条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）及び議会条例第20条第5号アに規定する開示決定等、第35条第1項に規定する訂正決定等又は第42条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報（議会条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。
- 3 審査会は、第2条第1号に掲げる事務の審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、必要があるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された公文書又は保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第8条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、当該資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りではない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

（個人情報取扱いについての調査審議の手続）

第11条 審査会は、第2条第2号に掲げる事務の審議を行うため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（調査審議手続きの非公開）

第12条 審査会の行う調査審議手続は、公開しない。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第14条 第4条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の規定は、町外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に従前の明和町情報公開等審査会の委員である者は、

第4条1項の規定により、審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の明和町情報公開等審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。